

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第104号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年4月28日 02時10分ごろ	
発生場所	三重県鳥羽市 鳥羽坂手港一号防波堤灯台から真方位335° 0.7海里付近 (概位 北緯34° 29.6′ 東経136° 51.2′)	
事故等調査の経過	平成22年6月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 液体化学薬品ばら積船 ^{とくえい}徳栄丸、498トン 132502、久本汽船株式会社</p> <p>B 貨物船 ^{しんわ}第七進和丸、497トン 135588、洋和海運株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、五級海技士（航海）</p> <p>B 船長、五級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷ハンドレールに曲損</p> <p>B 船首ハンドレールに曲損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか4人が乗り組み、荒天により鳥羽市坂手島北側沖で避泊していたところ、乗組員が走錨していることに気付き、付近に錨泊していたB船との衝突を避けるため、機関操作や錨鎖を巻くなどの措置を講じた。</p> <p>B船は、船長Bほか3人が乗り組み、衝突地点付近で錨泊していた。</p> <p>平成22年4月28日02時10分ごろ、A船の左舷側とB船の船首部とが衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 東、風力 8～9、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5～2.0m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり B なし</p> <p>A なし B なし</p> <p>A あり B なし</p> <p>両船は、坂手島北側沖において錨泊中、A船が走錨し、B船と衝突したものと考えられる</p> <p>船長Aは、荒天避泊する際、適切な錨泊方法及び守錨当直を実施しなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船及びB船が坂手島北側沖において錨泊中、A船が荒天避泊する際、適切な錨泊方法及び守錨当直を実施しなかったため、走錨し、また、走錨に気付くのが遅れ、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	